

# 令和5年美郷町議会議事録

第3回臨時会（第1号）

招集年月日	令和5年 8月 4日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 8月 4日 午前 10時00分				
		議長 福島教次郎				
	閉会	令和5年 8月 4日 午後 3時25分				
		議長 原 克美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 12名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (6)	原 克美	○	5	中原保彦	○
	副議長 (7)	福島 教次郎	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	籾根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高 学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名員	4番	日高学	5番	中原保彦
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年美郷町議会第3回臨時会議事日程  
(第1号)

令和5年8月4日(金) 午前10時00分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	<p>議案の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p><b>【条例案】</b></p> <p>議案第53号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第54号 美郷町個人番号カード利用条例の制定について</p> <p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第55号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第3号)</p> <p><b>【一般事件案】</b></p> <p>議案第56号 財産の取得について</p>

令和5年美郷町議会第3回臨時会議事日程  
(第1号の追加1)

日程	事 件
1	議長辞職の件

令和5年美郷町議会第3回臨時会議事日程  
(第1号の追加2)

日程	事 件
2	議長の選挙

令和5年美郷町議会第3回臨時会議事日程  
(第1号の追加3)

日程	事 件
3	副議長辞職の件

令和5年美郷町議会第3回臨時会議事日程  
(第1号の追加4)

日程	事 件
4	副議長の選挙

令和5年美郷町議会第3回臨時会議事日程  
(第1号の追加5)

日程	事 件
5	常任委員会委員の選任
6	議会運営委員会委員の選任
7	邑智郡総合事務組合議会議員の選挙
8	邑智郡公立病院組合議会議員の選挙
9	江津邑智消防組合議会議員の選挙

(開会 午前 10時00分)

●**福島議長**

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和5年美郷議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、美郷町議会議会会議規則第127条の規定により、4番・日高議員、5番・中原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**福島議長**

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思っております。

●**福島議長**

番外、町長。

●**嘉戸町長**

おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので2点ご報告をいたします。初めに、美郷町、飯南町、大田市と国立三瓶青少年交流の家との連携協定の締結についてです。7月5日に、美郷町、飯南町、大田市と、国立三瓶青少年交流の家の4者で、社会教育や交流、地域振興、観光振興など6項目の連携協定を締結いたしました。交流の家が、こうした幅広い分野で協定を結ぶのは、全国で初めてとのこと。公民館等の職員と交流の家の社会教育主事などの資格を持つ職員との交流や研修で地域づくりのノウハウを学び、また、交流の家の職員が地域に出向き、課題の発見に取り組むなど、相互の人材育成につなげるほか、観光振興の分野では、三瓶山広域ツーリズム振興協議会での取組を通じて、年間100万人が訪れる、三瓶エリアの観光客の取り込みにもつなげていければと思います。

次に、美郷町バリ島マス村インスタグラムフォトコンテストについてです。美郷町とバリ島マス村の友好姉妹都市締結30周年記念事業の1つとして、「これぞ美郷の推し」をテーマとして実施したフォトコンテストでは、1カ月で、町内外から89点の応募をいただきました。ご応募いただきました皆様には感謝を申し上げます。空と川と題した空と江の川の青さのコントラストが際立って表現されている写真が最優秀賞となり、また、田の原展望台の雲海、そして、夜道に現れたウリ坊の2つの写真が優秀賞となりました。この他にも、美郷名物の山くじらラーメンなど、美郷町の様々な魅力が収められた写真が寄せられました。表彰作品につきましては、美郷町ホームページに掲載をしています。最優秀賞と優秀賞2つの計3点の写真につき

ましては、額装をし、今月 16 日からのバリ島マス村への訪問の際に、マス村に贈呈することとしています。今後も 30 周年を記念した様々なイベントを準備しておりますので、ぜひ、多くの皆様にご参加いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

●**福島議長**

町長の行政報告が終わりました。

日程第 4、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案 2 件、予算案 1 件、一般事件案 1 件の計 4 件であります。議案第 53 号から議案 56 号までの 4 議案を一括上程いたします。それでは、議案第 53 号から順次提案理由の説明を求めます。

●**福島議長**

番外、総務課長。

●**中原総務課長**

失礼いたします。

上程いただきました議案第 53 号の美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更等を踏まえまして、現在の対策業務にかかる感染症防疫作業従事手当の特例を廃止するとともに、今後に備えまして、新型インフルエンザ等に該当する新型コロナウイルス感染症の変異株や、その他の新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するため、改めて感染症防疫作業従事手当の特例について必要な事項を定めるものでございます。資料につきましては、新旧対照表の方をごらんいただければと思います。附則第 2 項と第 3 項を全部改正いたします。これにより、令和 2 年度に改正し規定いたしました新型コロナ対策業務にかかる感染症防疫作業従事手当の特例を廃止することになります。その上で、今後に備えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する、新型コロナの変異株を含む新型インフルエンザ等に対応するために、政府対策本部が設置された場合、職員が町民の生命、健康を保護するための措置に係る作業に従事した時は、条例第 3 条によらず感染症防疫作業手当の特例として 1 日 4000 円の範囲で手当を支給することができるようにするものでございます。これらの規定ぶりにつきましては、若干違いますけれども、廃止する特例も、今後に備えて、このたび規定する特例につきましても、内容はほぼ同じとなります。これは先ほど申し上げましたように、この間の新型コロナの法的な位置づけ等が変わり、それに伴って引用法令が変わるといったことが主な理由となります。そして、この対応につきましては、国・県の対応を踏まえたものとして整備するものであり、この特例に該当する具体的な感染症や作業等につきましては、今後、国等が示す指針等を踏まえて定める想定となっております。補足として申し上げますと、この間における、現在の特例による手当の支給は 10 件以下ということでした。また、このたびの改正条例の施行期日につきましては、公布の日となっております。以上で、議案第 53 号の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

●**福島議長**

番外、情報未来技術戦略課長。

## ●佐竹情報・未来技術戦略課長

上程いただきました議案第 54 号、美郷町個人番号カード利用条例の制定について、ご説明いたします。本条例は、美郷町デジアナ構想事業の推進にあたり、個人番号カードを利用するために制定するものでございます。個人番号カードの利用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 号により、自治体において、その旨を条例で定めることとなっております。ここで言う個人番号カードの利用とは、個人番号カード内の空き領域内に美郷町独自のサービスが利用できるように、アプリケーションを入れることを指しております。本条例では、第 1 条で趣旨、第 2 条で利用事務、第 3 条で利用手続について定めております。このうち、利用事務につきまして、本事業では、町民の健康増進、子どもの見守り、バス等の交通機関の利用、避難所の受付の 4 つを柱の事業としてあげておりますが、このうち、避難所の受付を除く 3 つの事業につきまして、個人番号カードのアプリケーションを利用します。これを第 2 条に定めております。以上で、議案第 54 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ●福島議長

番外、会計課長。

## ●森原会計課長

失礼いたします。

上程いただきました議案第 55 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 3 号について、ご説明を申し上げます。令和 5 年度美郷町の一般会計補正予算第 3 号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8648 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 1115 万 6000 円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第 2 条、地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表、繰越明許費による。地方債の補正、第 3 条、地方債の変更は、第 3 表地方債補正による。本補正予算は、信喜、カヌー競技場の整備事業費の増額と、それに伴う減債基金元金積立の増、旧三江線沿線地域の除草委託費の増、小中学校の児童、生徒、教職員及び、議会、町執行部で利用しておりますタブレット端末 iPad の一括管理経費を計上したものです。詳細につきましては、8 ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきますが、初めに、第 2 表、繰越明許費について説明をいたします。4 ページをお開きください。款 10 教育費、項 7 保健体育費のカヌー競技場整備事業です。令和 4 年度のカヌー艇庫の詳細設計事業の繰り越しにより、建築工事の着工にも影響が出まして、おおむね 10 カ月から 1 年程度の工期を要するため、年度内の完了がかなわず、繰り越しをお願いするものです。金額は、設計監理委託料 1100 万円と、このたびの補正増を含めた整備事業費、10 億 6743 万円を合わせた 10 億 7843 万円です。次に、5 ページをお開きください。第 3 表、地方債補正です。変更箇所のみ申し上げます。起債の目的、下から 4 行目、社会教育施設整備事業費、これはカヌー競技場整備事業に係るものですが、限度額を 8 億 9000 万円から 1 億 3870 万円追加し、10 億 2870 万円とし、合計限度額を 19 億 1840 万円とするものです。それでは、

補正額についてご説明いたします。まず歳入について、8ページをお開きください。款15 県支出金、項2 県補助金、目5 教育費県補助金、国民スポーツ大会市町村競技施設整備事業補助金、補正額2228万3000円。これは、カヌー競技場整備に係る事業費の増に伴う県補助金の増額でございます。次に、款18 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金、補正額2400万円。これは、後ほど歳出の方で説明いたしますこの度の補正予算で不足をする財源を補うための繰入です。続いて、款20 諸収入、項7 雑入、目5 雑入、三江線沿線管理協力金。補正額150万2000円。これは、旧三江線沿線地域の除草に係る経費について、地域で引受けていただく箇所、面積が当初予算計上額よりも増えたため増額するものです。最後に、款21 町債、項1 町債、目7 教育債、過疎対策事業債、補正額1億3870万円。先ほど申しましたカヌー競技場整備に係る事業費の増に伴うものです。次に、歳出について説明いたします。9ページをご覧ください。款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費、基金積立元金、補正額4860万4000円。これは、カヌー競技場整備に伴い、本町が借入れを行います過疎対策事業債の償還について、7割が地方交付税で後年度措置されるわけですけれども、残りの3割のうち2割分について、県より一括で償還助成を受ける金額について、減債基金に積み、後年の償還財源とするものです。財源は全額県補助金となります。次に、款2 総務費、項1 総務管理費、目6 企画費、公共交通対策費、施設等保守管理委託料、補正額190万2000円。これは、旧三江線沿線管理の除草委託に関する経費で、沿線地域へ委託する部分と、町がJRより譲受けた箇所、旧浜原駅、竹駅周辺の作業委託分を加えた事業費です。続いて、目12、電子計算費、電子計算機管理費、事務業務委託料と使用料の合算で、補正額111万4000円。これは町内小・中学校や議会で活用しておりますタブレット端末を一括管理するアプリケーションの導入費用と、その使用料、9月から3月までの7か月分の費用を計上しております。これまで、学校においては、IT支援員、町においては、情報未来技術戦略課の職員が1台ずつ端末の初期設定等をしており、大変な負荷がかかっておりましたけれども、その関連化やセキュリティの強靱化につながるものです。そして、款10 教育費、項7 保健体育費、目2 体育施設費、工事請負費1億3513万5000円。これは、カヌー競技場整備事業における艇庫建設工事費の増です。増額の理由とその内容につきましては、後ほど教育課長より説明申し上げます。最後に、10ページにかけて、款14 予備費、項1 予備費、目1 予備費、補正額27万円減。これは、財政調整基金の繰入額を2400万円とするための調整による減額です。以上で議案第55号、令和5年美郷町一般会計補正予算第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

#### ●福島議長

番外、教育課長。

#### ●旭林教育課長

それでは、続きまして、私の方から、款10 教育費、項7 保健体育費、目2 体育施設費、節14 工事請負費に係ります補正額1億3513万5000円につきまして、ご説明を申し上げます。なお、これからの説明につきましては、今後の入札等でございます。よって、各事業費の具体的な数字等については、ご説明の際、控えさせていただきたいというふうに考えております。また、今回の補正におきまして、カヌー艇庫に係ります基本的な設計内容、基本構造ですとか、建物の延べ床面積そういったものには変更がございません。

その旨を待まずご説明を申し上げます。それでは、具体的な説明へと入らせていただきます。タブレットの方に配信をしております令和5年度第3回臨時会補正予算資料、令和5年度カヌー競技場整備事業費について、こちらの資料をお開きください。今回の補正は、入札に向けた詳細設計に基づき、予算ベースでの内訳といたしまして、主に通し番号3、カヌー艇庫建設地整地工事費1億8428万5000円。また、番号5、乗降用階段護岸工事費297万7000円及び番号8、カヌー競技場メイン会場整地工事費7522万8000円をそれぞれ減額し、通し番号4、カヌー艇庫建設工事費を3億9712万増額いたしまして、工事請負費の差引き総事業費として、1億3513万5000円を増額するものでございます。なお、番号3、カヌー艇庫建設地、整地工事費の1億8428万5000円減額のうち、1億2164万円につきましては、基礎工事ですとか、外構工事の一部をカヌー艇庫建設工事費の方に予算を振替しております。今回の1億5000万の増額の要因を、3点ばかりご説明を申し上げます。1点目につきましては、整備をいたしますカヌー艇庫の安全対策の強化となります。河川区域に該当し、ハイウオーターよりも、土地をまず高くする必要があり、議会でも、現場視察の方をお願いをいたしました。1.5メートルの盛土を行っております。そのため、建設地の地盤調査後の地盤強化、改良工事が改めて必要となってまいりました。また、艇庫の耐震耐荷重対策のための建物全体の構造、木加工の精度向上等補強対策、また、ガラスの耐風圧係数の変更に伴いまして、ペアガラスの使用を6ミリから8ミリへと変更を行っております。2点目につきましては、昨今の物価及び人件費の高騰によるものとなっております。最後、要因の3点目でございますが、本体工事費の増額に伴いまして、諸経費及び消費税の増額によるものとなっております。最後になります。今回の補正によりまして、総事業費から、県補助金、また、地方債充当分を差引きました実質町負担額こちらが、当初予算1億5645万4000円から今回の補正後、1億7222万5000円となり、実質の負担増は、1577万1000円となっております。以上、議案第55号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

### ●福島議長

番外、建設課長補佐。

### ●三上建設課長補佐

上程いただきました議案第56号、財産の取得について、ご説明いたします。この議案は、6月29日に指名競争入札を行った除雪ドーザを購入するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。取得する財産は、除雪ドーザ1台、取得の金額は666万5000円です。取得の相手は、島根県出雲市神門町830番地。小松山陰株式会社 出雲支店。支店長、三島 良。取得の方法は指名競争入札です。この財産取得は、土木業者の減少などにより、除雪機械の確保が難しくなっていることから、町所有の除雪機械を整備するものでございます。指名競争入札は、令和5年6月29日で、指名業者は4社、入札参加者は、ロジスネクスト中国株式会社松江支店、株式会社原商、小松山陰株式会社出雲支店、オーケーリース株式会社大田営業所の4社でございます。取得金額の内訳は、除雪装置等を含む車両価格が595万5000円、消費税10%で、59万5500円。諸経費、これは、検査登録保険等で11万円です。仮契約は、令和5年6月29日に締結しており、納期限は、6年の11月30日としておりま

す。取得する除雪ドーザの規格は、コマツ製ホイールローダー3トン級で、都賀行地域への配置を計画しております。以上が議案56号でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第53号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第53号の質疑を終わります。

続きまして、議案第54号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

これちょっとわからないんで説明をお願いしたいんですが、これはマイナンバーカードを受けた人が、このようにありました3項目のサービスを利用しようと思うと、改めて申請をしなきゃいけないということですかね。それともマイナンバーカードを取得した時に、あらかじめこの3項目を利用するためのあれがもうついてくるわけじゃないんですよね。新しくカードをもらったけども、あのサービスを受けようと思うと、さらに申請をしなきゃいけないと、こういうことですかね。

●福島議長

番外、情報未来技術戦略課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

中原議員のご質問でございますが、ご指摘のとおりマイナンバーカードを取得された時には基本領域といたしまして、個人番号と名前、住所、4情報ですね、のみが格納されておまして、今回美郷町のデジアナ構想事業で使いますのは、その拡張領域といたしまして、自治体が自由に使える領域がございます。こちらに、連番を振るという書き込み作業が発生してきますので、今回このサービスを受けていただくためには、議員さんおっしゃるように、一度申請をいただくというふうな必要がございます。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

そうすると、今まで既にマイナンバーカードの交付を受けてる人と、これから受ける人があると思うんですが、その両者とも、新しく申請をして、カードの書き込みをしてもらわないと、3つのサービスは利用出来ないと、こういうことですかね。合わせて聞きますが、既に交付した人は仕方ないのかも分かんないんですが、これから交付する人に、予めそういうものを付与して交付することは、難しいんですかね。

●福島議長

番外、情報・未来技術戦略課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

既にお持ちの方も来ていただいて、書き込みを発生します。で、この手続自体がですね、国のマイナンバーカードの発行手続というのと、ちょっと、写真撮ったりですね、複雑な手続があるんですが、今回想定してるのは、簡易に本当に町独自でサービスを提供するものでございますので、窓口に来ていただいて、もうすぐやっていただけるような簡単なものになっております。ですので、新規で取得される方につきましてはですね、その場で、同じように住民課の窓口でできるような体制を取ろうと思っております。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

くどいように申し訳ないですが、そうするとこれから受ける人は、マイナンバーカードの交付を受ける時に、今の3つのサービスを受けるための手続が、その場でできるとこういうことですかね。したがって既に交付されている人については、改めて役場に来てもらって手続をしないとイケないと。こういうことでいいんですかね。ちょっとくどいようですけど。

●福島議長

番外、情報未来技術戦略課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

おっしゃるとおりでございます。ただこれがですね、新規取得の方については、これも個人さんの判断によりますので、このサービス要らないと言われた方に強制的にこちらにつけるものではないので、このサービスを受けていただくという意思をご確認出来たら来ていただいた時に、同じ処理でやるという予定にしております。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

多分デジアナ構想とリンクさせる話じゃないかと思うんですけども、そうすると1点、避難所の話がありましたね。避難所で本人確認、いわゆる出入りする人の本人確認をワンタッチで、できるようにするという、その部分はどこ、この3つで、どの部分で読むかということが1点と、それとやっぱりそのことをちゃんと説明していかないと、何でわざわざそういう処理をしないとイケないんだと。例えば、タクシー利用者とかバスとそれにリンクさせて、その情報を紙ベースじゃなくて、こういう処理をするために、ナンバー付与して、アプリを入れて取得できるようにしたいんだというところまでやっぱり説明しないと、これが多分浮いてしまうかなと思います。

●福島議長

番外、情報未来技術戦略課長。

### ●佐竹情報・未来技術戦略課長

おっしゃるとおりでございます。このデジアナ事業につきましてはですね、今現在、業者の方と、その設計について詰めを行ってるところでございます。議員さんご指摘の今回あげさせていただきました3つの事業につきましてはですね、例えば健康増進につきましては、「みさと。ペイ」カードと連動する必要があったり、あと、バスについてはですね、バスの利用券は、年齢、小中学生と大人と区分して、バス券の料金変わってきますので、そういったところで、裏側のデータベースで、本人さんを特定する必要がありますので、今回この新しい拡張領域を使って事業をすることとしております。避難所につきましてはですね、避難所のシステム自体が、ちょっと3つの事業とは別の事業になってまして、別の製品になっておりまして、券面読み取り、マイナンバーカードの表にですね、住所氏名等が記載してされておりまして、それをカメラで読み取って、読み取るというふうなやり方、ちょっと違うやり方をしております関係で、この領域は使わずに、そのやり方をしています。機能としましては、もともと入ってる基本4情報、暗証番号が必要でございますが、それを読み取ると正確に取得出来ますので、ですので、この今回のこの条例からは除外させていただいております。

### ●福島議長

他に質疑はございませんか。  
(なしの声)

### ●福島議長

ないようですので、議案54号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第55号について、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

### ●福島議長

1番、西原議員。

### ●西原議員

2点ほどですけれども、カヌーの艇庫の建設の増額は、予算時点で見込めなかったのかということが1点、2点目が、物価高騰の影響により今後、影響を受ける可能性があるとお考えになっているのか。また、材料不足で、工期の延期の可能性があると考えておられるかどうかというところをお伺いしたいと思います。

### ●福島議長

番外、教育課長。

### ●旭林教育課長

西原議員のお尋ねにお答えをいたします。2点ばかりいただきました。まず1点目です。当初予算の段階で、詳細な数字といいますか、設計等が出来なかったのかというお尋ねでございます。これだけの事業規模といいますか、施設、延べ床面積、構造等を用いた建物を新たに整備をさせていただくこととしております。その際には、概略設計、また、基本設計、そして、最終的な詳細実施設計という流れで、事業費を一つ一つ積み上げることといたしております。今回、お手元の資料として配付をしておりますように、1億3500万円の補正の、この数字のよりどころといたしましては、7月時点での実施設

計に基づきまして、改めて、必要な額、事業費を積み上げたところでございます。よって、当初予算と今回の詳細設計、実施設計との数字において、予算において増額の議案をご審議いただくところでございます。続きまして、2点目でございます。物価高騰、また、事業の遅延と申しますか、というお尋ねでございます。物価高騰につきましては、直近のところで申し上げましても、生コンクリート等の単価が非常にと申しますか、まさに急激に上がってきておるといような状況もでございます。一つ一つの資材が、今後どれだけの物価高騰の影響を受けるのか、正直なところ十分見込めないところもあろうかと思っておりますが、そういった物価高騰、現時点で分かっている情報をしっかりと反映をさせた形で、今回の実施設計を行っております。なお、人件費の高騰につきましても、直近8月の改定見込みの賃金単価というものを、今回この積算上用いさせていただいておりますことと、また、合わせてどうも首都圏等では、この秋口にも、そういった賃金の上昇が予定されているのではないかと申したような情報も入ってはおりますけれども、現時点で、分かり得る物価高騰、人件費の高騰分というものをしっかりと積み上げさせていただいております。そして、最後になりますが、今回の事業につきましては、事業開始からおおむね1年程度の事業期間を予定をしておるところでございます。事業完成後には、令和7年のインターハイを控えましたプレ大会というものを町としても予定、計画をしておるところでございます。そのプレ大会までにはしっかりと、本事業を完遂に向けて取り組みたいと思っておりますので、現時点で、事業の遅延といったことは考えておりません。以上でございます。

●福島議長

他にございませんか。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと今、西原議員さんの質問とも少しリンクするんですけども、これは令和3年の3月かな。全体の計画をご説明をいただきました。その中で、いわゆる総事業費ということで、令和5年が、9億6300万ということで、今回も当初予算額ということで、上げていただいている金額であります。7月実施設計時点ということでですね、1億3500万アップすると。全体としては、1億3000万円ということで、アップになってますけども、個々に見ると、艇庫については、カヌー艇庫建設地整地工事からの1億2000万分を含んでいると。その関連性が、何でこっち打ったのかようわからんですけども、地盤強化なんか何だろうというふうに思うんで、艇庫直接に影響する強化工事なんだろうなというふうな理解をしました。それを引いても、2億7000万が増えていると。当初予算額、この最初いただいた説明で個々に見るとですね、やはりかなり振れ幅が大きい。その当初のこの計画についても、それなりの専門的な方からの提案をもとにされてるんだろうというふうに思います。この資料を改めて見させていただいて、ライフサイクルコストの考え方みたいところも読ませていただきました。コスト抑制に大きく寄与し、地場の施工者でも容易に施工管理が可能な計画となりますと。いろいろそういうことを書いてますけども、ちゃんとした考えでやっていますよと。それに対して強度を補強しないといけないということで、経費もかさんできているということを考えて

ると、今の時点のこの設計は、本当に何だったんだろうというふうな思いをするわけですね。だから、もう一度、ここに立ち返ってですね、どうだったんだということは評価する必要はないでしょうか。

●福島議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

牛尾議員のお尋ねにつきまして一つずつご回答を申し上げます。漏れがありましたら、また後ほどご指摘をいただければと思います。まず、令和5年第1回定例会全員協議会におきまして、この令和5年度のカヌー競技場の整備事業につきまして、ご説明を申し上げておるところでございます。その際にお示しをしております当初予算に対して、今回の第3回臨時会で、ご提案を申し上げますその工事請負費、詳細、事業ごとの精査という部分かと思っております。1点目は。まず、先ほどもご説明を申し上げましたが、事業費のマイナス要因というところで、一つ大きな要素といたしましては、盛土を結果として競技場設置工事しております。その盛土に用います土、これを、当初予算ですと、全て立米当たりで購入費を計上しておりました。今回、町内、野井地区の河川敷から、国交省さん等のご理解もいただきまして、残土を、信喜整備場に盛土として活用させていただくということによりまして、事業費がそれぞれ大きく縮減を行うことが出来たというところになります。そして、今回のカヌー艇庫の建設工事というところでございますが、これは説明と同じ話を申し上げることになりますけれども、まずは、そのカヌー艇庫自体の地盤も含めた安全対策の強化というところ、地盤強化という面で申し上げますと、杭等の打ち込み、そして、付帯建物そのものに対する強化といたしましては、木造建築物の中で、木加工、そういう法を用いることによって建築をいたしますので、補強材、金具等の各部署、部署、結合部分での補強等をしっかり行っていくということでの安全対策、そういったものを重点的に行ってまいるということになっております。最終的には、人件費、物価高騰分等、どうしても全体的な事業費が高騰、増額になりますと、それに伴っての諸経費、消費税も大きく、その増額の要因として出てまいるという内容になっておりますので、この設計そのものが、当初予算から、実施設計、そして詳細設計という段になって、不適切であるという認識は持っておりません。以上でございます。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

まず一つは土を、ちょっと言っているのか。線路の土を、下の土を利用したということじゃないかと思うんですけども、国交省、どこかの残土なんですか。線路の土を廃線になったから、そこを使ったということではないんですかね。それはないんですか。それは、ここの工事は流れてないですか。流れてない。別のところからということでしょうか。そうですかね。それは、時系列でいうと、いわゆる、もう設計変更とか、そういうことは効かない段階で計上してしまったということになるわけですか。4月から設置工事ということで入ってますけども。それが1点と、それと、ペアガラスのさっき強度みたいなこともありましたし、一つ一つ強度、補強を図っていかないといけない

というふうなご説明がありましたけども、逆に言えばそういったところをチェックしたら、これだけの金が積み上がったというのは、本当に、この設計段階のデータとしてどうか、提案が評価に値する提案だったかということに、私は疑問を持ってしまいます。ということで、だから、そういうことも含めて、あえて、この大きさのものをですね、お金を膨らませてある程度起債で返ってくるとは言いながら、県からの助成もあって持ち出し部分は少ないと言いながらもですね、起債をすることということで、若干なりとも、やはり、県の財政運営に少し圧力が加わることには間違いなからうというふうに思います。だから、お金を積み増してでも、追加してでも建てるという発想じゃなくって、じゃあ規模を縮小して建設を行うという考え方もあるんじゃないかというふうに思いますけどいかがですか。

### ●福島議長

番外、町長。

### ●嘉戸町長

ちょっと、課長の説明が細か過ぎたかなと思いますので、牛尾議員の、そもそものご質問のところで、基本設計の時点で、しっかり基本設計やとったのかと。ざっくりというと、そういうことだと思います。それで、大枠のところでお話ししますと、物価高騰分につきましては、皆様、ご理解いただいていると思いますので、ここの部分については、かなりの額が、今回の中にも含まれてはおります。ただ、ちょっと入札前なものですから、何が幾ら何が幾らってというのは、差し控えさせていただきたいと思います。肝心な基本設計のときから詳細設計に移ったときに、いろいろ変更で、安全対策とかというけども、そもそも基本設計の段階でそれ入れとくべきじゃないかと。こういうふうなご質問でよろしいですかね。基本的には基本設計の段階では、構造計算等々も、これは、クリアしておりますので、そういう意味では、その段階で適切な設計だったんだろうなというふうには思います。その後、盛土につきましては、どちらかという、念のためやっぱり盛土をやりたいというふうに、これは我々執行部としても判断をいたしました。というのもですね、過去あそこは浸かったことがないんですね。ですので、あのまま建ててもおそらく大丈夫だろうという判断なんですけども、念のため、そうは言っても、今、自然災害も激甚化しておりますので、念のため万が一何か起こった時に、やっぱり、あそこでけちってはなくて、念のため、やっぱり盛土あったほうがいいんじゃないかなということで、盛土につきましては、追加するような形で、安全を強化をいたしております。それと、安全のための評価というところで、細かいところまでは、説明はしませんでしたけども、構造計算上は、基本設計でオッケーなんですね。ただいま申し上げましたように、今まで経験したことのないような例えば風が吹いたりとかですね。あるいは川べりでもありますので、水かぶったりとか、ということでペアガラスが6ミリでも、これは構造計算上が出ますので、安全上は一応計算上は問題ないことにはなっております。ただ、どうされますかと言われたときに、6ミリでいくのか。経費を増やさないためにいくのか、念のため、あそこは邑智中学校、島根中央高校、カヌー一部が毎日のようにも使えますので、8ミリでいくのかというふうな相談もありまして、これを基本設計の段階ではなくて、詳細に移る段階で、念のための安全対策やりますかと。あと構造上、梁を同じようなものであるんですけども、ここに対して、私もちょっと専門的じゃないんで、ざっくり言いますと、構造上は問題ないんですけども、念のため、も

う一本、蝶番みたいなものを打っておきますか、どうですかと、こういうふうなお話でございまして、まとめますと、当初の基本設計のところは、見積りが甘かったというふうには、私自身は認識はしておりません。ただ、それから増える分を、きちきちで削っていった時に、その安全性のところは一応計算上は問題ないということになってるんですけども、やはり、そういうふうに、公共物で、今後、中学生、高校生も使えますし、大会でも使えますので、安全の補強という面では、ここは、やはり追加の費用が掛かってもやるべきじゃないかなと、こういうふうな判断でございまして。中身につきましては、県の生活環境部、あと、財政のところにも、都度、ご相談も申し上げまして、それであればいいだろうということで了解はいただいております。おそらく9月の県の県議会の定例会で県側も、補正予算を上げていただいて、そこで了解をいただくというふうな手はずで今、水面下では打合せをしておりますので、県の方も了承をいただいているということを申し添えておきたいというふうに思います。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

念のための補強をしないと、県は了解しないということでしょうか。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

いえ、そうではありません。あくまで設計者につきましては、町の事業ですので、町が主体的に考えます。その上で、県にもお金を出していただく話になりますので、独断で、こちらで進めるわけにいかないの、ここで補強したいということで、お金が増えるけども、それは大丈夫でしょうかと。了解してもらえますでしょうかという点で、県がいいか悪いかを判断するよりも、こちらとして判断をして、相談申し上げて、了解いただいと、こういうふうな順番です。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

それは一つの判断だと思います。それは、しない判断もあるし、する判断もあるということだろうと思います。しかし、高校生、中学生が使う施設、部活動ということで、日々使うから、もし何かあってはいけないということはそれは理解出来ます。しかし、それはもう最初から分かってたことですよね。もう少し、あそこを使うという想定でやってるわけですよね。作ろうとしてるわけですよね。だから、それが後からの理由になるのかなと思いましたが。だから業者と、当時打合せ用基本設計をつくる時に、将来的な利用方法についても、そういうことの安全性というのは大事だということは当然伝わっているんだろうなと、私は思ったんですよね。それが1点と。それと、こうして、そういう補強を工事をするという判断で、金額が膨らむということであれば、それをそのままの大きさでやるということじゃなくて予算の中でそれを収めるためには、どうするかという考え方も必要じゃないかなということでもあります。

## ●福島議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

繰り返しになりますが、基本設計の段階ではですね、細かいところまでの詰めというよりも、ちゃんと要件をクリア出来てるかどうかというところでした、これのプラスアルファのところまで、最初から全部盛り込むかと。あるいはこれを追加工事で入れるかっていうよりも設計者が、構造計算等をしてクリア出来てるのでこれでいきましょうと。当然、何に使うかっていうのは十分承知の上なんですけども、設計者がより、これを変えましょうというふうなものよりも、やはりここは詳細設計をつくる段階で、町、発注者側に相談しながら決めていく。発注者側がリクエストしていくというふうなものだと思います。それと、全体の工事費を抑えるために、他のところを削ったらどうかというお話なんですけども、ここは、そもそも国スポをやるための競技場の設計にしております。大会本部、当然のことながら要りますし、ふだん、中学生、高校生が、カヌー部として、部室兼用で使うということになっております。それと、艇庫、カヌー艇を確保しなきゃあいけません。これもですね、じゃあ、今、予定してるのが120艇ぐらいが、最大限立体的に積み込んでやれるんですけども、これをじゃあもう100艇に縮めようかっていうと、出来ないことはないんです。ただ、それが本当に中学生、高校生にとって将来、船が格納出来ないとかですね、あるいは大きい大会やったり、例えば、日本代表のようなところが、合宿地で来てもらったときに、もう格納する余地がないとか、どこまでケチるかの話なんですけども、当初の設計のところは、そういったところも踏まえまして、ある程度のキャパシティをはじき出しておりますので、費用が上がったからといってこっちを削るという考え方よりも、やはり、当初予定してた通りのものを、ただし、費用に関しては、様々な要因で上がってしまうけども、そこは、やはり当初の予定どおりでいきたいので、こうやって、議会でご説明、ご理解をいただいて前に進めたいと、そういうふうな考えでございます。

## ●福島議長

2番、牛尾議員。

## ●牛尾議員

基本的に残さないといけないっていうか、今後、確実に利用するっていうのは、やはり子どもたちの練習ですよ。そこは、本当に、そこが練習場としてふさわしいという学校側との協議の結果だという前提で、今話をしてますけども、いや元々の方が、あそこは本当は、川の流れとしてはいいんだということになると、話が元に戻ってしまうんで、これは置いておこうと思いますけども、移ってこられると。子どもたちがそこで練習の場所を確保するということで、これはちゃんとした場所を提供してあげないといけないというようなことも当然であります。だから、道路を挟んで、一つは会議室と休憩室が、もう一つありますよね、進入路を挟んで分かれてますよね、極端な話、それをやめちゃえばいいんじゃないですか。結局、確実に今後利用するっていうのは、いわゆる部室、部活動として、艇庫の補完と、トイレと更衣室とか、それはもう提供してあげないといけないと。それ以外は今、町長がおっしゃられたように、全国大会の大会を開くかもしれないみたいのところはですね、逆に、それはもう公認コースとして、毎年何回

か確実にこういう大会会場として用意することになってるんだというふうなことで、ランニングコストも含めてですね、ということであれば、それだけの規模が要るんだという説得力の説明になりますけども、今後どうなるか分からないそういう施設を取りあえず用意というのは、どうかなというふうに思います。だから、今回金額が上がるということであれば、そういうところは見直しの対象に、私はしていいのかなというふうに思います。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

そもそも、この建物がですね、国スポのための建物ですので、大きな大会を開くことが前提で作っております。またインターハイが、2025年にも決まっておりますので、国スポ以上の大きな大会開くことが決まっております。それと開きますので、県が、かなりな額を出してくれることになります。例えば、今の牛尾議員の理屈でいきますと、そこを削って作った時に、大きな大会が本当に開けるかどうか。大会はもう既に開くことが決定されたので、建物建てておりますので、それと、もし仮に後から増築をするって言った時には、町が全額出さなきゃいけなくなります。県は出してくれるわけじゃありませんので、そうなりますと今の、最初建てる段階で、当然、大会本部で、これも必要以上の広さを取っているわけではなくて、大きな大会を開くための、必要最小限のスペースというふうに考えておりますので、そういう意味では、今の段階でそこを削るといのは、私自体は、適切な判断じゃないというふうには思います。

●福島議長

2番、牛議員。

●牛尾議員

町だけのイベントではありませんので、そういう大会に準備していくということは、当然、必要なことで分かります。ただ、それを何ていうかな、いわゆる恒常的に今後も管理性がないといけない施設として建てるかどうか。あるいは、もう、いわゆるその場、大会だけの、いわゆる仮設の建物として準備していくと。いろんな大きな国際大会だって、いろんな仮設で大会を運営するケースってのは、もういっぱいあるわけですので、今後、本当に子どもたちのために、いい環境を提供しないといけないという部分については、しっかりと作ってあげないといけない。それ以外について、今回、予算が億単位の変更が出るということも考えて、町の財政もそんなにそんなに、豊でもないし、今後人口が減っていくであろうということを考えるとですね、いろんないわゆる収入が減ってくる可能性も十分想定できるというような中でですね、無理をすることはないのかなと。必要なものをしっかり作ってあげる。ただ目の前に迫ったその大会については、その中で何とかやりくり出来ないかと。仮設のものも含めて、出来ないかということも検討してみる必要があるのかなということで、申し上げております。

●福島議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

そこの建物を削ったとして、仮設でやればいいじゃないかということなんですけど、仮設用の費用が当然かかってきましてですね。ここに関して言えば、おそらく町が全て持たなきゃいけない話になってくると思います。国スポ、インターハイ、それと、今後はですね、おそらく、カヌーの中国ブロック大会についてはですね、以前も、ここが会場になるケースもありましたけども、おそらくこれだけ本格的な競技場、競技場というのは川があって、カヌーの競技ができりゃいいやっていうものではなくて、当然、路地周りが出てきますので、インターハイあたりになると、120、30チームぐらいが全国から来るといふうに聞いております。そうすると、しっかりトイレがあったり、大会本部でいろんな情報を集めたり、逆に発信したり、いろんな手配があったりとかですね。仮設だけだと、かなり使い勝手が悪い点多々出てきますし、費用がその都度発生もしてきますので、細かい計算したわけではありませんけども、無理やりここで町の手出し1000数百万を削ってまで、将来、仮設テントでやると、中国ブロックも、大会も、場合によっては、ちょっともううちでは、開きませんよっていうふうな、本末転倒の話にもなりますので、ここは、当初の基本設計数年がかりでやっておりますので、若干の、若干じゃないですね。増額、総事業費としては、1億3000万、町の実質負担としては、千数百万になりますけども、これは当初を通り、華美なものをつくるわけじゃありませんので、ぜひともご理解いただければなというふうに思います。

## ●福島議長

2番、牛尾議員。

## ●牛尾議員

来られる選手、非常に大勢の方が、選手が、それ以外の関係者の方もおられる。そういう方々は仮設の建物で、多分、休憩したり、準備したというふうになるんだろうというふうな、そういう借地を整地して、そこに仮設の建物をされていくということになるんだろうというふうに、テントになるのか、どういったものなのか、私もはっきり覚えてないんですけど、そういうことで、本部についても、若干のそれよりも作業しやすい環境のものをつくってあげればいいのか、つくればいいのかなど。今後も、まだ、これからいろいろ懸案の大きな事業が控えております。そういったことを考えるとですね、やはり、お金は抑えられるものを抑えていくという姿勢は私は大事だろうというふうに思いますので、だから、こういうものを単純に増えたからどうだということ、提案をされるんじゃないかって、いろいろこういう検討をしたけども、これが、やっぱり最善だというふうな説明があればですね、それなりに理解できる場所もあったのかなというふうに思います。

## ●福島議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

単純に増えたから、ぽんと出してるわけじゃありません。当然、検討せよと言われてれば検討しますが、検討するまでもなく、じゃあ仮設対応した時の1回当たりの費用、多分2回か3回大会開くとですね、その段階でおそらく千数百万ぐらいはかかってしまうと思います。例えば、マイクとか放送施設、これは、今ある施設に最初からコードを

つなげたりしますけども、仮設にしますと、おそらく、その辺の音響設備もレンタルで借りてきたりとかですね。いろんなコストが思った以上に多分かかると思いますので、1500万で、何回大会が開けるかという、多分、何回か大会開くことを前提にすればですね、施設としてしっかりハード面を整備したほうが、おそらくそろばん勘定はプラスになるんじゃないかなというふうに思っております。もちろん検討することはやぶさかじゃありませんけども、その前段階として、おそらく検討するまでもなく、これは縮小をして予算ありきで、ハード面を縮小して、使い勝手悪いけども縮小するという選択肢については、私自身は考えておりませんし、考え方としてですね、しっかりした建物を当初どおりつくって、カヌーのまちづくりをしっかりと進めたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。いずれにしましても、経費を削減していく、少しでも、少なくしていくという点につきましては、これは、全く同感でございます、お金のない町であります。ですので、このカヌー競技場に限らずですね、様々な国の事業を直接取りに行き、いろんな工夫をしながら、町の財政負担が少なくなるようにですね、ということも心がけておりますので、ぜひともご理解いただければと思います。

●福島議長

他に質疑はありませんか。

●福島議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

三江線の跡地の管理ということで、190万2000円上がっております。先ほど説明の中で、旧浜原駅周辺、竹駅周辺、町有地関係ですね、言われました。その他にですね、多分、沿線の景観対策、あるいは隣接農地対策とか、いや、くずの侵入防ぐとか、そういったことの草刈りとかいうことだと思うんですけど、ちょっと具体的にですね、町有地関係の浜原駅、竹駅周辺は分かりましたけど、隣接のですね、草刈りをされる場所、金額等ちょっと詳しくですね、もうちょっと突っ込んで説明をいただきたいんですけど。

●福島議長

番外。企画推進課長。

●行田企画推進課長

ただいまの藤原議員のご質問ですけれども、町の単費部分で町有地の草刈り、除草作業というところを予算計上させていただいておりますが、今想定しておりますのは、JRから町が、譲渡いただいております駅が主になるんですけども、竹駅、浜原駅、粕湊駅の、駅の中の除草作業を想定しております、これを年に2回程度というふうに思っております。ですので、ちょっと、その隣接地までのところは、今のところちょっと予定としては上げておりません。

●福島議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

ちょっと質問仕方悪かったと思いますけど、じゃあこの190万2000円というのは、

浜原駅、竹駅に関わる金額ということなんですね。

●福島議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

すいません。申し訳ありません。190万2000円のうち、歳入の方で150万2000円は、JRから協力金としていただくことになっておりますので、単費としましては40万円の作業賃金を上げております。それで、町単部分、町有地部分をというふうに考えております。浜原と竹を今は予定しております。浜原駅と竹駅の除草作業の2回分を予定しております。

●福島議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

ちょっと質問の仕方が悪かったんじゃないかと思いますが、私が聞きたいのは、今年度、除草作業をされるであろう箇所、金額、それを具体的にですね、お聞かせいただきたいと思います。

●福島議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

すいません。今年度の作業箇所ということでございますけれども、現在までに予定が決まっておりますものが、吾郷地域の築瀬地区、こちらが、金額にしまして約126万円。それから、野井地区、こちらが金額にしまして53万円。浜原駅の駅構内ではなくて、沿線の地域ですけれども、こちらで、2万3000円。それから、都賀本郷の本郷地区ですね。こちらが、122万7000円というようところが予定されております。

●福島議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

何箇所か、かなりの金額のところもあれば、ちょっと、それは平米数によると思うんですけど、この選定された経緯、お聞かせください。

●福島議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

すいません。この三江線跡地の維持管理につきましては、議員様もご存じだと思いますけれども、今年ですね、令和5年の3月27日に、JRと町とですね、旧JR三江線跡地の維持管理に関する協定書を交わしました。これによりまして、三江線跡地の維持管理につきましては、基本的にはJRの管理責任に基づき適切な維持管理を行うという趣旨の協定を締結しております。これによりまして、沿線の地域で、これまで維持管理が十分出来ていなかった箇所の計画的な整備が可能になったわけでございますけれども、管理の方法としまして、JRが直接行直営で行うところ、これが一応原則にはなるんで

すが、それ以外にも、沿線の地元自治会など、そういった組織の方で、維持管理作業を受託いただいて、管理していただくことも可能になっております。この協定の第4条に、維持管理の範囲は、現地点検及び維持管理計画に基づき、当該年度の前年度に定めるといこととされておりまして、原則的にはご相談を受けて、地域、それから JR、町と協議を重ねて、地元での合意形成が至ったところにつきまして、計画を立てて、翌年度、次年度以降の委託開始というところが一応基本的な流れとなっております。今年度につきましては、昨年来、ご相談をいただいていたその都賀本郷地区ですとか、築瀬地区等のお話がまとまりましたので、先ほど申し上げました4地区ですね、築瀬、野井、浜原、都賀本郷というところのところが一応、現在、確定しているところでございます。その他の地区につきましても、確かにご相談をいただいておりますので、このご相談につきましては、何とか今年の中に入れていただけないかということを一応 JR にも、現在要望は上げさせていただいております。ちょっと、JR の方での回答を待っている状況ではございますけれども、一応、JR の回答によるというところで、ちょっとこちらは、要望は上げさせていただいております。以上です。

#### ●福島議長

8番、藤原議員。

#### ●藤原修治議員

昨年に要望のあったところを、今年度の計画に盛り込んだということですね。私、沢谷地域です。熊見地域、あるいは石原地域、特に熊見なんかきれいに刈っておられます。住民がですね、難儀して刈っとるという現実をですね、当然把握されとったと思うんですよね。声があつてね、要望のあった。声があつたところを最優先して、この度、盛り込んでおるということですね。3月に協定結ばれましたよね。4月5月でなぜですね、各地域に出向いて、要望取りまとめをされなかったのか。今年度、もう例えば、我々地域がですね、手を挙げて、もうそれは駄目ですよということになろうかと思ひますんで、進め方がですね、声の大きい地域、やかましい地域、ちょっと言い方悪いですけど、そういったところに優先的にですね、仕事を、管理委託契約を結ばれておるといふふうに見えとるんですよ。各地域、沿線です、誰もボランティアで刈っておられます。そういう現実を当然把握されとったと思うんですけど、なぜ声掛けがなかったのかなあという疑問、素朴な疑問があるんですけど、いかがでしょうか。

#### ●福島議長

番外、企画推進課長。

#### ●行田企画推進課長

ただ今の藤原議員のご指摘ですけれども、協定が出来ましたのは、今年の3月ですけれども、それまでのところでも、地域から除草作業についてご相談を承ることがございまして、例えば令和3年度ですと、今おっしゃられたその熊見地域からもご要望いただきまして、この時には、町から業者へ委託する形での当然、JR のご了解を得てですけれども、除草作業等もさせていただいております、協定ができる以前からもそういった、お声いただいた時には都度ご対応はさせていただいたというふうに、ちょっと認識はしております。それから、協定が出来ましてから、タイミング的には、5月であったかと思ひますけれども、全町的な連合自治会長会議がございましたので、その際には、

連合自治会長さんおられるところで、この協定について、ご説明はさせていただいて、ご相談をいただきたいということは申し上げました。以上です。

●福島議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

先般ですね、JRと役場の方が来られてですね、熊見地域、石原地域の草刈り、今後どうしようかというね、話合いの場はやっと持たれました。地域の方々はですね、ずっと管理をしてきたのに、やっと今の段階で来られた。でも来れるから非常に喜んでおられました。よくよく話を聞いてみると、要望を出しても、今年はもう予算ありませんよというお話でしてね。ですから、協定を結んだのが3月であればですね、4月、5月に当然ですね、広く募ってですね、今年度に盛り込む、盛り込めるようにですね、動いていただければいいんですけど、来年のことをですね、この間7月の末になってようやく来られてやられたということで、ちょっと地域の方が非常に不信感を持っておりまして、その辺のところですね、いい具合に説明をしながらですね、公平な施工、それを望みたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。おそらく草刈りでは、どこの地域も、大変困ってらっしゃいますので、見るに見かねて、本来はJRがやるべきところを、地域のボランティアで、手弁当でやられてるといふ実情もよくわかっております。それで不公平がないようにというお話だと思います。今回協定結びましてですね、かなり画期的なものだと思います。というのもJRに、管理責任というのを明文化させたわけですので、これは他の市町でやっておりませんので、そういう意味では、一歩かなり進んだと思います。それで、今年が1年目なんですね。ざっくり言いますと、これの草刈り費用の捻出、どこが出してるかという、JRの予算なんですよ。町の予算だったら、じゃあ、もうを増額して全ての地域にできるんですけど、結局JRの予算が、間違えていたら指摘していただきたいんですけども、5年に1回分ぐらいしか予算計上されてないというふうに聞いておりますので、そうすると、5年に1回回ってくるわけですよ。ところが、今年初年度で、そういうアナウンスもして、かなりの地域からうちもやってくれってということで、JRにもその現状を伝えてます。何とかならんかと。来年じゃなくて、今年ならんかっていうところまで、執行部としては伝えております。ただ、それを決定するのは、JRですし、予算立てするのもJRなので、本当に全ての地域に、今年行き渡るように予算立てしてくれるかどうかというのは、我々がちょっと決めるわけにいかないもんですから、ただ、そういう声があったので、いろんな声いただいているので、JRにはしっかり交渉しようということで、交渉はしております。ただ、今その途中なもんですから、何ともお答えようがなくてですね、本当に全て、今年度、応えようとしたら町単独予算を組まさせていただいて、それで出そうかというような話になりますけども、本当にそれを一時的にやるべきものなのかどうか。やっとJRが自分たちの責任でやるっていうふうに言って、それなりに町が出すっていうのも、話としてはやはり、JRに出していた

だいて、できれば増額予算もしていただいて、もう少し頻度を高くして草刈りができるようになっていうところに持っていくのが、今後にも続く話じゃないかなと思っておりますので、今、水面下で当たってるところですので、流動的ですし、どういう答えになるかわかりませんので、予断を持ってお話は出来ませんが、そういうふうな状況だということでご理解いただければと思います。

●福島議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

3月にね、協定を結ばれました。これ画期的なことだと思います。廃線になって4,5年になるんですけど、もうこういう事態が出てくるのはね、分かっておったことであります。それで、しっかりとですね、現状把握して、もう全線しっかりと把握して、しっかりと計画書を作り込んでですね、JRとの交渉事に当たっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

JRに交渉をできる限りしようと思いますし、場合によっては、私も直接米子社まで出かけていくつもりで、先方にもそのお話をさせていただいております。ただ結局、金を出すのは向こうですから、こちらの一存でいかないので、もうお願いするしかないです。ですので、できれば、もし、執行部が正式に申入れに行く場合には、議会も一緒にまとめていただいてですね、JR側に、これだけ地域住民が困ってるんだというところを歩調を合わせて、お願いに、同一歩調で行っていただければなと思いますので、これは私のお願いでございますけれども、よろしくお願いたします。

●福島議長

2番、牛尾委員。

●牛尾議員

すいません。私がだいぶん声を大きくしたもんですから、私の方は、ちょっとやっていたりしたんですけども、どっちにしても役場がやっぱりちょっとあの間に入る、身動きの取れない状態いいんだということは、私も理解を当然してますけども、やはり、住民のそういう不便さについては、しっか目を向けていただいて、間に入っていただく役割はあるということで、この議会でも何回かご質問させていただいたということでもあります。確かに協定は、いいことをしていただいたというふうに、私も非常にこれまでの取り組みが実を結んだなということによって思っております。確実に、協定の中でも、年1回は沿線を歩くということになってるはずですので、だから、そこについては役場も一緒に歩いてですね、こことこことこが確実に対象というか、特に生活圏で影響のひどい部分だから確実に対処しないとイケないことだよなということを確認をしっかりと、視覚的にも押さえておくということがまず大事で、それが出来たか出来てないかということの確認を具体的に詰めていくという作業が必要なんだろうと私は思っております。そのことについて、住民側の方に対しても、おたくらは対象だから、直接、直営にやっ

てほしいのか、自分たちで受けて、受けるのかということの相談をみんなですてねということは、ちゃんとやっぱり伝えてあげるということは必要だろうというふうに思います。そのことを、もう少し早くやっていただければ、結構なやはりまとまった要望が上がって行って、JRも、もう少し予算を付けたのかもしれないというふうな気持ちがあります。私も、今、議員と一緒にというのは、もう大賛成であります。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。ぜひ、共同戦線を張らせていただければと思います。繰り返しになりますけども、JRと一緒に歩くのは、今、一生懸命歩いておりますし、いろんな声も、直接いただいておりますのも承知しております。5月にありました連合自治会長会議で、こういう仕組みになりましたということは、全ての地区の自治会長さんにお話をしております。だからこそ、うちにもつけてくれっていう声が上がってきておりますので、そういう意味では全ての町民にまで理解いただいているかどうかは別にして、それぞれの地域の代表者には確実に伝わっておりますので、繰り返しになりますけども、JRは後は金を出してくれるかどうかだけなんです。ここの箇所が重要だ。確かに、でも、内緒だよと言われれば、こちら動きようがないもんですから、やはり、そこは管理責任、しっかり、お金の面も、ぜひともしっかりやってくれということを、相手も民間企業ではありますけども、お願いをするしかないかなというふうに、今のところは考えております。

●福島議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

すいません。最後に1点お願いです。これからもですね、地域の方ボランティアで刈られると思うんですよ。例えば、我が地域においてもそうだと思いますけど、今まで事故がなかったんですね。それが本当にラッキーだったと思いますけど、何が起こるかわからんですね。ましてや傾斜の急なところ、草刈り機、危険な器具を使うわけです。それで自治会行事的にやるとれば自治会保険もありますけど、その辺のところをですね、何かあったら、それはあんたが勝手に刈ったからしょうがないということでもいけませんので、何らかのですね救済的なやり方、その辺のところですね、考えていただければいいんじゃないかと思えます。

●福島議長

番外。企画推進課長。

●行田企画推進課長

藤原議員のご指摘ですけれども、地元管理をしていただきまして、こちらから委託料をお支払いさせていただく場合はですね、一応、自治会等の組織で受けていただいて、その作業をしていただくっていうところで、ちょっと個人さんとの契約が出来ないことになっておりますので、一応そういった地域での、任意の団体でも結構なんですけれども、そういった組織づくりをまずお願いさせていただいて、その組織として、一斉清掃

などでされる地域もございますけれども、そういったタイミングでしていただく形をお願いさせていただきたいというところと、今の救済ですね、これにつきましてもちよつと、町の方で、そういったものにお答えできるかどうかというところがちょっとわかりませんが、検討はさせていただきたいというふうに思います。

●福島議長

4 番議員、よろしいですか。  
(はいとの声)

●福島議長

他にございませんか。  
(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 55 号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第 56 号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。  
(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 56 号の質疑を終わります。  
以上で議案質疑を終わります。  
次に、議案第 53 号から議案第 56 号までの議案 4 件について、一括して討論に入ります。討論のある方は、議案番号を示してからお願いします。  
反対討論はありませんか。  
(なしの声)

●福島議長

賛成討論はありませんか。  
(なしの声)

●福島議長

ないようですので、討論を終わります。  
これより採決に入ります。  
お諮りします。  
初めに、議案第 53 号、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
続きまして、議案第 54 号、美郷町個人番号カード利用条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
(挙手多数)

●福島議長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 55 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島議長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 56 号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で執行部から付議されました案件は議了いたしました。

ここで議事日程の都合上、暫時休憩といたします。

なお、執行部の皆さまには、お呼びするまでしばらくの間待機していただきますようお願いいたします。後ほど連絡をいたします。

(休憩 午前 11時35分)

(再開 午前 11時47分)

●原副議長

慣れない進行でご迷惑をおかけするかも知れませんが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議を再開いたします。

お諮りします。

予めお手元に配付してあるとおり、日程を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原副議長

異議なしと認め、日程を追加することと決しました。

追加日程第 1、議長の辞職の件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、福島議長は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(福島議長退場)

●原副議長

本日、福島議長から申し合せによる議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。

福島議長の辞職を許可することにご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声)

●原副議長

異議なしと認め、議長の辞職を許可することに決しました。  
福島議員の除斥を解きます。  
(福島議員入場)

●原副議長

ただ今、議長の辞職願が許可になりました。  
ご報告申し上げます。ここで議事日程の都合上、暫時休憩といたします。

(休憩 午前 11時49分)

(再開 午後 1時00分)

●原副議長

会議を再開いたします。  
追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。  
議場の出入口を閉鎖いたします。  
(書記：議場の出入り口を施錠)

●原副議長

ただ今の出席議員は12名であります。  
次に、立会人を指名いたします。  
会議規則第32条第2項の規定により、1番・西原議員、2番・牛尾議員を指名いたします。事務局長に投票用紙を配付させます。  
(局長：投票用紙を配付)

●原副議長

念のため申し上げますが、単記無記名でございます。白票は、これを無効といたします。  
投票用紙の配付漏れはございませんか。  
(なしの声)

●原副議長

配付漏れはなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。  
(局長：投票箱が空であることを議員の皆さんに確認)

●原副議長

異常なしと認めます。お手元に鉛筆が用意してありますので、その鉛筆で記入をお願いいたします。  
(議員：投票用紙へ記入)

●原副議長

ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(1番議員から順番に投票)

(局長：副議長の投票用紙は局長が投票箱へ入れる)

●原副議長

投票漏れはございませんか。

(なしの声)

●原副議長

投票もれなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

先ほど指名いたしました西原議員と牛尾議員は、開票の立会をお願いいたします。

(立会人立ち合いのもと局長が開票)

●原副議長

それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数12名、そのうち、有効投票11票、無効投票1票であります。有効投票のうち、原議員6票、藤原議員5票、以上のとおりであります。なお、この選挙の法定得票数は3票です。したがって、私、原が議長に当選をいたしました。議場の閉鎖を解きます。

(書記：議場の出入り口の施錠を開錠)

●原議長

ただ今、私自身が議長に当選させていただきましたので、当選の告知は省略させていただきます。当選を承諾して、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。ただ今、議長に推挙いただき、心より御礼を申し上げます。責任の重さを改めて痛感しているところでございます。ご推挙いただいたからには、美郷町議会が一つとなり、住民自治を根幹としてさらなる進化をするために、議会運営委員会とともに、尽力していく覚悟でございます。議員各位にご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほど、皆様方のご推挙により議長職を拝命させていただきました。これにより、副議長が空席となりましたので、副議長の選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、副議長の選挙を行うことに決しました。

ここで、議事日程の都合上、暫時休憩といたします。

(休憩 午後 1時27分)

(再開 午後 1時40分)

●原議長

会議を再開します。

追加日程第 3、副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(書記：議場の出入り口を施錠)

●原議長

ただ今の出席議員は 12 名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、3 番・藤原みどり議員、4 番・日高議員を指名いたします。

事務局長に投票用紙を配付させます。

(局長：投票用紙を配付)

●原議長

念のために申し上げます。単記無記名式でございます。白票はこれを無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(局長：投票箱が空であることを議員の皆さんに確認)

●原議長

異常なしと認めます。

お手元に鉛筆が用意してありますので、その鉛筆でご記入をお願いします。

(議員：投票用紙へ記入)

●原議長

ただ今から投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

(1 番議員から順番に投票)

(局長：副議長の投票用紙は局長が投票箱へ入れる)

●原議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

先ほどご指名いたしました藤原みどり議員と日高議員は、開票の立会をお願いいたします。

(立会人立ち合いのもと局長が開票)

●原議長

それでは、選挙の結果を報告いたします。

得票総数 12 票、有効投票数 11 票、無効投票数 1 票でございました。

有効投票のうち、福島議員 7 票、中原議員 4 票、以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、福島議員が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(書記：議場の出入り口の施錠を開錠)

#### ●原議長

ただ今副議長に当選されました福島議員に、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました福島議員、自席より当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

#### ●福島副議長

失礼いたします。先ほどは、副議長という席にご推挙いただきまして誠にありがとうございました。先ほど話がありましたように、議長と副議長との入替えたというお話もございましたが、私自身も、ちょっと思うところがございました。あれってというところもございましたが、今までの経験を活かしながら、議長の補佐役として、お手伝いをしたいと思っております。しっかりとお手伝いをしながら、頑張ったいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ●原議長

ここで議事日程の都合上、暫時休憩といたします。

(休憩 午後 1 時 5 0 分)

(再開 午後 2 時 5 1 分)

#### ●原議長

会議を再開いたします。

追加日程第 4、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において、お手元に配付しております名簿のとおり指名をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

#### ●原議長

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

追加日程第 5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において、お手元に配付しております名簿のとおり、指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで議事日程の都合上、暫時休憩とします。

(休憩 午後 2時52分)

(再開 午後 2時55分)

●原議長

会議を再開いたします。

追加日程第6、議会改革特別委員会委員の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、私は除斥の対象となりますので、私が退場した後、副議長に引継ぎたいと思います。

(原議長退場)

●福島副議長

先ほど、原委員から、一身上の都合により、議会改革特別委員会委員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

原委員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島副議長

異議なしと認め、原委員の辞職を許可することに決しました。

議長の除斥を解きます。

(原議長入場)

●福島副議長

ただ今、原委員の辞職願が許可になりましたので、ご報告申し上げます。

以上で、私の職務を終えたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

●原議長

副議長、ありがとうございました。

ただ今、私が特別委員会委員を辞職することのご承認をいただきました。

これにより、議会改革特別委員会委員に欠員が生じることとなりました。新たに委員を選任したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、議会改革特別委員会委員の選任を行うことに決しました。

追加日程第7、議会改革特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、福島議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会に福島議員を新たに選任することを決定いたしました。ここで議事日程の都合上、暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時59分)

(再開 午後 3時04分)

●原議長

会議を再開します。

追加日程第8、総合事務組合議会議員の選挙を行います。この選挙の定数は4名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。

邑智郡総合事務組合議会議員、私、原、山本議員、藤原議員、中原議員、以上を指名いたします。

お諮りします。

ただ今の指名のとおり、邑智郡総合事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。

よって指名のとおり、邑智郡総合事務組合議会議員の当選人が決定をいたしました。

追加日程第9、邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は4名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございますでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選することに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。

私、原、福島副議長、箕根議員、藤原みどり議員、以上、指名いたします。

お諮りします。

ただ今の指名のとおり、邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。

よって、指名のとおり、邑智郡公立病院組合議会議員の当選人が決定をいたしました。追加日程第 10、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は 2 名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名したいと思いますが、これに異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。

江津邑智消防組合議会議員、私、原、日高議員、以上を指名します。

お諮りします。

ただ今の指名のとおり、江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることについて異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。

よって指名のとおり、江津邑智消防組合議会議員の当選人が決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。休憩後は、執行部の出席を求めますので、しばらくお待ちください。

(休憩 午後 3時08分)

(再開 午後 3時24分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。

最初に、執行部ご出席いただきましたので、報告をさせていただきます。

先ほどですが、議長、副議長の選挙がございまして、不肖、私、原が議長に就任させていただきましたので、よろしく願いをいたします。なお、副議長には福島議員が当選をされましたので、ご報告を申し上げます。また、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、組合議会委員は、お手元に配付しておりますので、名簿のとおりでございます。

私たちの任期も残すところ2年となりましたが、何とぞよろしく願いを申し上げます。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これにより、本日の会議を閉じることとし、令和5年美郷町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時25分)